

平成24年度農薬危害防止運動について

1 目的

農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の関係法令に基づき、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬使用、農薬の適正販売等について周知を徹底することにより、農薬の使用に伴う人畜への危害を防止すること。

2 実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区。
また、農薬の使用現場において、関係団体等が一体となって運動を推進。

〔注：平成22年5月に、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を作成・公表したことを受け、環境省も昨年度から実施主体になった。〕

3 実施期間

平成24年6月1日から8月31日までの3ヶ月間

4 実施事項

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導等
- (3) 農薬の適正使用等についての指導等
- (4) 農薬の適正販売についての指導等
- (5) 有用生物や水質への影響の低減のための関係者の連携

(参考)

環境省ウェブサイトの関連ページ：

<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/campaign/index.html>